

# 高森町いじめ防止基本方針 (改訂版)

令和7年3月1日  
熊本県高森町

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....</b>	<b>1</b>
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 .....	1
2 組織の設置等 .....	1
(1) 高森町いじめ問題対策連絡協議会 .....	2
(2) いじめの防止等の対策のための組織 .....	2
(3) 学校いじめ調査委員会 .....	3
(4) 高森町いじめ調査委員会 .....	3
3 町の基本方針の内容 .....	3
4 いじめの定義 .....	3
5 いじめの理解 .....	4
6 いじめの防止等に関する基本的考え方 .....	5
(1) いじめの防止 .....	5
(2) いじめの早期発見 .....	6
(3) いじめへの対処 .....	6
(4) 家庭や地域との連携 .....	7
(5) 関係機関との連携 .....	7
<b>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 .....</b>	<b>7</b>
1 いじめの防止等のために本町が実施する施策 .....	7
(1) 高森町いじめ問題対策連絡協議会の設置 .....	7
(2) いじめの防止等のための取組 .....	8
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 .....	11
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 .....	11
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 .....	11
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 .....	13
<b>第3 重大事態への対処 .....</b>	<b>15</b>
1 町教育委員会又は学校による調査 .....	15
(1) 重大事態の発生と調査 .....	15
(2) 調査結果の提供及び報告 .....	18
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 .....	18
(1) 再調査 .....	18
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等 .....	18
<b>第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....</b>	<b>19</b>
1 基本方針の見直しの検討 .....	19
2 基本方針策定状況の確認と公表 .....	19

## はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめほどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この高森町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及び熊本県の「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年1月24日改訂。以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本町が学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## **第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

### **1 いじめの防止等の対策に関する基本理念**

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の問題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### **2 組織の設置等**

#### **(1) 高森町いじめ問題対策連絡協議会**

高森町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「高森町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する（法第14条第1項）。

#### **(2) いじめの防止等の対策のための組織**

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職

員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置く（法第22条）。

### （3）学校いじめ調査委員会

町教育委員会又はその設置する学校は、当該学校の下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

### （4）高森町いじめ調査委員会

町長は、「高森町いじめ調査委員会」を設け、必要があると認める場合は、（3）の組織が行った調査結果の調査を行う（法第30条、31条）。

## 3 町の基本方針の内容

町の基本方針は、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

県及び町の基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、市町村、社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、町の基本方針の記載内容についても、本町の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

## 4 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときの

いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識として軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにして

つくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

## 6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）や、いじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

### (1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保

護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## **(3) いじめへの対処**

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、個々の事案に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが必要である。特に親元を離れて生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて下宿を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

#### **(4) 家庭や地域との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応については、学校や町教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、教育支援センター等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは教育支援センター等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

## **第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項**

### **1 いじめの防止等のために本町が実施する施策**

#### **(1) 高森町いじめ問題対策連絡協議会の設置**

本町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項

の規定に基づき、「高森町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は、学校、町住民福祉課、町教育委員会、教育支援センター、児童相談所、警察の他、弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体等、本町の実情に応じて決定する。

## （２）いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本町が実施する取組は、以下のとおりである。

### ア いじめの防止

- （ア）学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して子供たちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。
- （イ）いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、学校運営協議会及び各種連絡協議会等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備を図る。
- （ウ）児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。
- （エ）「熊本県子ども人権フェスティバル」への参加や「いじめ予防プログラム」の取組等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- （オ）熊本県少年保護育成条例を踏まえ、児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。特に小中学校では児童生徒１人１台のタブレット端末を利活用できる教育環境を生かし、実践的な情報モラル教育の展開を図る。
- （カ）保護者が、子どもの規範意識を養うなど、保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等、家庭教育を支援する。
- （キ）学校と地域が組織的・継続的に連携・協働していくために、学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）と地域学校協働本部の一体的な取組を図り、地域学校協働活動（地域全体で子供たちの学びや成長を支えるため学校と地域が連携・協働し行う活動）を推進し、様々な人々とのふれ合いや豊かな体験の機会を作ることで、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。

- (ク) 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」、高森町が主催する「すまいるフェスタ」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となる「いじめ防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- (ケ) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長することもあることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。
- (コ) 公立学校教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、県立教育センター等における研修の活用を図るとともに、「いじめ予防プログラム」の取組等、校内研修が充実するための支援を行う。
- (サ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者の確保等必要な措置を行う。
- なお、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者」とは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、学校支援アドバイザー等の専門家やスクールサポーター等の警察官経験者、弁護士、医療関係者等を指す。
- (シ) 町教育委員会は、子どもが発する様々な訴えやSOSのサインに気付き、その変化に迅速に対応できるよう、教職員が子どもと向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。

## イ いじめの早期発見

- (ア) 「熊本県子どもいじめ相談電話」や高森町教育支援センター等の相談機関を周知徹底するとともに積極的な活用を図る。
- (イ) 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- (ウ) 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、県立教育センター等における研修等により、教職員が子どもとの良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修の充実に努めるとともに、校内における研修を積極的に支援する。併せて、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教

育（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）を積極的に推進することができるよう、指導プログラムに関する資料提供や、学校に配置・派遣している心の教育相談員や高森町教育支援センター指導員、スクールカウンセラーの活用等、学校の取組を支援する。

(エ) より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組を推進し、放課後子ども教室等、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

## ウ いじめへの対処

(ア) いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、熊本県学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

(イ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。

(ウ) 町教育委員会は、学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、又は、必要な措置を講ずるよう指示を行う。

(エ) 町教育委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく出席停止の手続きに関し必要な事項を定めた教育委員会規則にのっとり、学校や保護者へ周知を図るとともに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに行う。

## エ その他の取組

(ア) 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

(イ) 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(ウ) 町教育委員会は、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を公的に評価する。

(エ) 町教育委員会は、学校評価において、いじめの発生を隠さず、その実態把握や対応が

促され、児童生徒や地域の状況を理解した上で目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

(オ) 町教育委員会は、教員評価において、日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見に加え、いじめの発生を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等が行われるよう、実施要領の策定や評価記録書の作成等、必要な指導・助言を行う。

(カ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び、県あるいは市町村が策定する本基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たす役割を認識できるものでなければならない。

その中核的な内容としては、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることなどが必要である。

また、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・適切な対処等に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組や、これらに関する年間を通じた取組計画を定めることなどが考えられる。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直し、というPDCAサイクルをあらかじめ学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を求め、地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう配慮することが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効である。また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外

部専門家の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は法第22条に定める組織を設置する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

## ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

## イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

## ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

当該組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行うために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、当該組織が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなど体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

なお、当該組織における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を当該組織内に最低1名を置かなければならない。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割を持つものである。

法第22条にいう「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、人権同和教育主担者、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するよう、各学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。ただし、情報集約担当者については必置とする。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」「いじめ対策委員会」等の既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも、法の趣旨に合致するものであり、組織の名称は各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じてその運用を工夫する必要がある。

### **(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組**

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、学校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努めるべきである。

#### **ア いじめの防止**

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくとともに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### **イ いじめの早期発見**

教職員は、いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や

危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る必要がある。

## ウ いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### （ア） いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### （イ） 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- b 特に、親元を離れて生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意

深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、当該組織については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 町教育委員会又は学校による調査

##### (1) 重大事態の発生と調査

(町教育委員会又はその設置する学校による対処)

第28条 町教育委員会又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該町教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は

保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## イ 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告する。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町の教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、町教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

町教育委員会が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- (イ) 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや、委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- (ウ) いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (エ) 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- (オ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (カ) 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- (キ) 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支

援を受け、事務局機能の充実を図る。

## エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

### (ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票の使用によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて町教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが必要である。

### (イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

## オ その他留意事項

重大事態については、町教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流れることもある。そうした状況では、町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(町教育委員会又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 町教育委員会又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

### イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。

## 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### (1) 再調査

町教育委員会を通じて調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「高森町いじめ調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## **(2) 再調査の結果を踏まえた措置等**

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。また、学校について再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告するものとする。

## **第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

### **1 基本方針の見直しの検討**

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

県は「いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。」としている。

町においては、本方針策定より3年を目処に、基本方針が適切に機能しているかを含めた点検を行い、必要に応じて方針の見直しを行う。

### **2 基本方針策定状況の確認と公表**

町は町立学校における学校基本方針及び市町村における地域基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。